

平成 14年7月2日

各 位

会 社 名 株式会社 ミ ス ミ
代 表 者 名 代表取締役社長 三枝 匡
(コード番号: 9962 東証第一部)
責任者役職名 取締役 竹村 敏 男

新株予約権(ストックオプション)の発行内容等に関するお知らせ

平成 14 年 6 月 24 日に行われた当社第 40 回定時株主総会の承認されました商法第 280 条ノ 21 の規定による「ストックオプションとして、新株予約権の発行の件」の具体的な発行内容等を下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 付与の対象

平成 14 年 7 月 1 日に新株予約権を発行し、発行日現在において当社取締役または従業員としての地位を有する次の 3 名に新株予約権を付与する。なお、個別の付与内容は次のとおりとする。

当社の取締役	2名	3,100個
当社の従業員	1名	80個

2. 付与株式数

当社第 40 回定時株主総会決議に従い、同総会招集通知に記載した新株予約権総数 6,500 個に対して 3,180 個の新株予約権を発行し付与する。

3. 発行価額 無償

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は新株予約権 1 個当り、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当りの払込金額(以下、行使価額という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、4,764 円とする。

行使価額は、平成 14 年 6 月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、1 円未満端数についてはこれを切上げる。ただし、当該金額が平成 14 年 7 月 1 日における東京証券取引所の当社株式

普通取引の終値(当日に終値のない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times 1/\text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価格で新株を発行する場合(時価発行として行う公募増資等、新株予約権および新株予約権証券の行使により株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 権利行使期間

平成 16 年 8 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで

6. 権利行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、取締役もしくは従業員の地位を失った後においても権利を行使することができる。ただし、対象者が解任もしくは懲戒解雇された場合は、この限りではない。

新株予約権割当を受けた者が死亡した場合、相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社と取締役または従業員との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。

7. 新株予約権の償却事由及び条件

当社が消滅条件となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書あるいは株式移転の議案が株主総会で承認された場合には、当社は新株予約権を無償にて消却することができる。

本新株予約権は、新株予約権者が5 ・ または に定め条件を満たさない状態となり、権利を喪失した場合には当該新株予約権を無償にて消却することができる。なお、この場合の消却手続は当該新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上